

# 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、  
2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げ  
に伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、  
事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

## [配慮措置が適用される場合の計算方法]

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月 5,000円の  
負担増を 3,000円まで  
に抑えます。

## 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

「石川県後期高齢者医療広域連合」または  
お住まいの市町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。  
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

**2022年9月頃**に石川県後期高齢者医療広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、  
キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や  
警察相談専用電話(#9110)、または  
消費生活センター(188)にお問い合わせください。

